

平成27年 2 月20日 開 会

平成27年 3 月13日 閉 会

平 成 27 年

田 村 市 議 会 3 月 定 例 会 会 議 録

平成27年 2 月20日

平成27年 田村市議会 3 月定例会会議録
(第 1 号)

平成27年田村市議会3月定例会会議録

(第1号)

○会 議 月 日 平成27年2月20日(金曜日)

○出席議員(20名)

1番	遠藤雄一	2番	安瀬信一
3番	渡邊照雄	4番	土屋省一
5番	吉田文夫	6番	大橋幹一
7番	白石恒次	8番	菊地武司
9番	大和田博	10番	遠藤正徳
11番	石井忠治	12番	橋本紀一
13番	木村高雄	14番	白石治平
15番	半谷理孝	16番	照山成信
17番	猪瀬明	18番	宗像公一
19番	箭内仁一	20番	長谷川元行

○欠席議員(なし)

○説明のため出席した者の職氏名

市長	富塚宥暲	副市長	鈴木喜治
副市長	志村和俊	総務部長	根本傳作
市民部長	渡辺清徳	保健福祉部長 兼福祉事務所長	大和田益弘
産業部長	梅澤義雄	建設部長	荻野政輝
滝根行政局長	会田秀雄	大越行政局長	遠藤卓
都路行政局長	赤石沢晶	常葉行政局長	坪井日良
会計管理者	白石剛	総務部長 総務課長	大内康栄
総務部長 財政課長	松本広行	市民部参事兼 市民課長	蒲生信吉

保健福祉部 保健課長	佐藤幸子	産業部 商工観光課長	吉田典良
建設部参事兼 都市計画課長	泉登宏一	教育委員会 委員長	二瓶恵美子
教育委員会 教育長	助川弘道	教育委員会 教育部長	和田正明
教育委員会参事兼 学校教育課長	安瀬一正	選挙管理委員会 事務局長	大内康栄
代表監査委員	橋本光義	参事兼監査委員 事務局長	富塚猪松
農業委員会事務局 兼総務課長	白鳥宏	水道事業所長	遠藤祥司

○事務局出席職員職氏名

事務局長	柳沼覚治	総務課長	宗形常美
課長補佐 兼総務係長	渡辺武		

○議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第 1 号 田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額の上限を定める条例
- 日程第 5 議案第 2 号 田村市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
- 日程第 6 議案第 3 号 田村市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例
- 日程第 7 議案第 4 号 田村市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第 8 議案第 5 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
- 日程第 9 議案第 6 号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第 1 0	議案第 7 号	田村市特別会計条例の一部を改正する条例
日程第 1 1	議案第 8 号	田村市立学校設置条例の一部を改正する条例
日程第 1 2	議案第 9 号	田村市立幼稚園条例の一部を改正する条例
日程第 1 3	議案第 1 0 号	田村市保育所条例の一部を改正する条例
日程第 1 4	議案第 1 1 号	田村市こども園条例の一部を改正する条例
日程第 1 5	議案第 1 2 号	田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を 改正する条例
日程第 1 6	議案第 1 3 号	田村市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例
日程第 1 7	議案第 1 4 号	田村市介護保険条例の一部を改正する条例
日程第 1 8	議案第 1 5 号	田村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び 運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
日程第 1 9	議案第 1 6 号	田村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、 設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例
日程第 2 0	議案第 1 7 号	田村市役所庁舎建設基金条例を廃止する条例
日程第 2 1	議案第 1 8 号	田村都市計画事業船引東部地区土地区画整理事業施行に 関する条例を廃止する条例
日程第 2 2	議案第 1 9 号	平成 2 6 年度田村市一般会計補正予算（第 5 号）につい て
日程第 2 3	議案第 2 0 号	平成 2 6 年度田村市国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
日程第 2 4	議案第 2 1 号	平成 2 6 年度田村市介護保険特別会計補正予算（第 3 号） について
日程第 2 5	議案第 2 2 号	平成 2 5 年度田村市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 6	議案第 2 3 号	平成 2 6 年度田村市滝根町観光事業特別会計補正予算（第 3 号）について
日程第 2 7	議案第 2 4 号	平成 2 6 年度田村市宅地造成事業特別会計補正予算（第 1 号）について
日程第 2 8	議案第 2 5 号	平成 2 6 年度田村市公共下水道事業特別会計補正予算（第

3号) について

日程第29 議案第26号 平成26年度田村市診療所事業特別会計補正予算(第4号)
について

日程第30 議案第27号 平成26年度田村市水道事業会計補正予算(第4号)に
ついて

日程第31 議案第28号 平成27年度田村市一般会計予算について

日程第32 議案第29号 平成27年度田村市国民健康保険特別会計予算について

日程第33 議案第30号 平成27年度田村市介護保険特別会計予算について

日程第34 議案第31号 平成27年度田村市後期高齢者医療特別会計予算につい
て

日程第35 議案第32号 平成27年度田村市滝根町観光事業特別会計予算につい
て

日程第36 議案第33号 平成27年度田村市農業集落排水事業特別会計予算につ
いて

日程第37 議案第34号 平成27年度田村市公共下水道事業特別会計予算につい
て

日程第38 議案第35号 平成27年度田村市授産場事業特別会計予算について

日程第39 議案第36号 平成27年度田村市診療所事業特別会計予算について

日程第40 議案第37号 平成27年度田村市水道事業会計予算について

日程第41 議案第38号 新市建設計画の変更について

日程第42 議案第39号 市道路線の廃止について

日程第43 議案第40号 市道路線の認定について

日程第44 議案第41号 土地の処分について

日程第45 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることに
ついて

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

午前10時00分 開会

○議長（長谷川元行） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ち申し上げます。携帯電話をお持ちの方は、議事進行の妨げになりますので、電源を切るようお願いいたします。

また、本日、報道機関から撮影の申し出がありましたので、田村市議会傍聴規則第8条の規定により許可することといたしました。

ただいまの出席議員数は20名であります。定足数に達しておりますので、ただいまより平成27年田村市議会3月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付した議事日程（第1号）のとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（長谷川元行） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第81条の規定により、会議録署名議員に7番白石恒次君、8番菊地武司君を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（長谷川元行） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本定例会の会期等については、議会運営委員会において協議をいたしておりますので、その結果について、議会運営委員長より報告を求めることにいたします。議会運営委員長、遠藤正徳君。

（議会運営委員長 遠藤正徳 登壇）

○議会運営委員長（遠藤正徳） 去る2月13日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その協議の結果について御報告申し上げます。

会期は、2月20日から3月13日までの22日間といたします。

第1日、本日はこの後諸般の報告を行い、次に議案第1号から議案第41号、諮問第1号までの42件を一括上程し、市長から提案理由の説明を求めた後、諮問第1号の審議を行い、採決し、散会いたします。

第4日、第5日は、議事調査のため休会といたします。

第6日は、各会派の代表質問を行います。通告がありました新政たむら、市民クラブ、たむら志政会の順に、3会派3名が行います。

第7日、第8日は、一般質問を行います。一般質問は通告の順序により、第7日は5名、第8日は3名、計8名が行います。

第11日は、議事調査のため休会といたします。

第12日は、議案第1号から議案第41号に対する質疑を終えた後、議案の常任委員会付託を行い、散会する予定であります。第12日の本会議終了後から、各常任委員会の審査を行います。

第13日、第14日、第15日、第18日、第19日、第20日は、予算常任委員会の審査を行います。

第21日は、議事整理のため休会といたします。

第22日の最終日は、午後1時30分開議とし、付託議案の常任委員会審査結果報告を行い、議案の審議を行い、閉会する予定であります。

以上で報告といたします。

○議長（長谷川元行） ただいま議会運営委員長から報告がありました。議会運営委員長報告に対する質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川元行） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。本定例会の会期等については、ただいま議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川元行） 異議なしと認めます。よって、本定例会の会期等につきましては、議会運営委員長の報告のとおり、本日より3月13日までの22日間とすることに決定しました。

日程第3 諸般の報告

○議長（長谷川元行） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、12月定例会において可決された農業協同組合・農業委員会等、「農業改革」に関する意見書及び地方財政の充実・強化を求める意見書は、内閣総理大臣初め、関係機関に提出いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定に基づく例月現金出納検査結果報告書、平成26年11月分及び12月分及び同法第199条第9項の規定に基づく平成26年度財

政援助団体等監査結果報告書の提出がありましたので、それぞれ印刷してお手元に配付いたしました。

次に、市長から、地方自治法第180条第2項の規定に基づく和解及び損害賠償の額を定める専決処分事項1件並びに工事請負契約の変更に伴う専決処分事項1件の報告がありましたので、それぞれ印刷してお手元に配付いたしました。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付いたしましたので、御了承願います。

次に、本定例会において予定されている会派代表質問及び一般質問は、お手元に配付しておりますので、通告書のとおりであります。

次に、当職において受理し配付のみとする陳情につきましては、その写しをお手元に配付いたしましたので、御了承願います。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4 議案第1号 田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額の上限を定める条例から

日程第45 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまで

○議長（長谷川元行） 日程第4、議案第1号 田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額の上限を定める条例から、日程第45、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてまでの42件を一括議題といたします。

この際、職員をしての議案の朗読は省略いたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。富塚市長。

○市長（富塚有暲） 本日、平成27年田村市議会3月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には公私とも御多用の中、御出席を賜り厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、条例の制定5件、条例の一部改正11件、条例の廃止2件、平成26年度田村市各会計補正予算9件、平成27年度田村市各会計予算10件のほか、新市建設計画の変更など5件、合わせて42件の議案を御提案申し上げましたので、その大要について申し上げます。

初めに、平成27年度田村市各会計の当初予算について申し上げます。

初めに、国の経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起

する成長戦略」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いている中で、個人消費等に弱さが見られております。今後は「緊急経済対策」など、政策の推進や政労使の取り組み等により、雇用・所得環境が引き続き改善し、好循環がさらに進展するとともに、交易条件も改善する中で、堅調な民需に支えられた景気回復が見込まれているところであります。財政状況につきましては、急速な高齢化を背景とする社会保障経費の増加、リーマンショック後の経済危機への対応、名目経済成長率の低迷等もあり、公的債務残高はGDPの2倍程度に累積するなど、極めて厳しい状況にあります。

このような状況を踏まえ、国は、東日本大震災からの復興を加速するとともに、「経済の好循環」のさらなる拡大を実現し、本格的な成長軌道への移行を図るとともに、中長期の発展につなげる取り組みとして、地方の創生、女性の活躍推進、教育の再生、イノベーションの促進とオープンな国づくり、安全・安心と持続可能な基盤確保を強力に推進するほか、裁量的経費のみならず義務的経費も含め、聖域を設けず大胆に歳出を見直し、無駄を最大限縮減し、民需主導の持続的な経済成長を促す施策の重点化を図り、「新しい日本のための優先課題推進枠」において、重点化施策を厳に絞り込んで措置するとしております。

田村市の平成27年度の予算編成に当たりましては、国の動向を見据えて、合併後10年経過による普通交付税の優遇措置終了や地方財政計画における普通交付税の減額に加え、扶助費や公債費などの義務的経費の増大により、例年に増して厳しい予算編成でありましたが、事務事業の見直しや経常経費などの歳出削減に丸一となって取り組んだことにより、除染や風評被害対策などの経費を、「復旧・復興枠」として確保し、原発事故の復旧・復興を加速させるとともに、多面的機能の維持などによる農業の振興、ふくしま森林再生事業による林業の振興、産業団地整備による工業の振興、商店街のにぎわい事業などによる商業の振興、スマートインターチェンジなど道路網の整備による産業や観光の振興、統合小学校の整備による教育環境の充実などに重点を置いた、生活環境の向上を目指した予算編成に努めたところであります。

その結果、平成27年度一般会計予算は、総額で238億2,000万円となり、前年度当初予算に比べ、55億6,000万円、率にして18.9%の減となりました。

次に、当初予算案と主要な施策の概要について申し上げます。

歳入につきましては、市税の大幅な増は見込めないことや、合併算定替終了に伴い普通交付税が減額となるため、国・県の交付金や補助金など特定財源の確保と、財政調整基金

及び震災復興基金などを活用するなど、必要な財源の確保に努めたところであります。

歳出予算につきましては、除染対策費など震災復興のため、復旧・復興枠として38事業21億2,663万7,000円を計上しておりますが、田村市総合計画に掲げる重点施策に基づく事務事業を着実に推進してまいります。

初めに、「地域を活かす産業の振興」の施策につきましては、目下の急務である原発事故からの農業の復興と再生に向け、放射性物質の吸収抑制対策による安心・安全な農作物の栽培環境づくりをはじめ、米の全量全袋検査や農産物の検査態勢の継続、旧緊急時避難準備区域等における稲の作付再開の支援のほか、有害鳥獣被害防止柵の設置や捕獲に努めてまいります。

また、農業・農村の有する多面的機能の維持発揮に向けた日本型直接支払事業に取り組むとともに、飼料自給率の向上や家畜導入事業の推進など、積極的な畜産振興とふくしま森林再生事業による森林の再生に取り組めます。

さらに、ふくしま産業復興投資促進特区による優遇税制、工場立地奨励金を活用した企業誘致と既存企業の振興、地域経済の活性化と就業機会の拡充、商業まちづくり基本構想に基づく地域特性を生かした協働によるまちづくりを推進するほか、中心市街地のにぎわいと活気を取り戻すための商店街にぎわい事業の推進や商工会への支援に取り組むとともに、首都圏等の各種イベント参加による特産品販売と観光施設の安全性のPRや、復興支援イベントの開催を通して、地域イメージの向上に努め、観光客の増加につなげるなど、観光の振興に努めてまいります。

次に、「健康づくりと福祉の充実」の施策につきましては、田村地方夜間診療所による休日夜間の医療提供体制の充実をはじめ、放射線による健康不安や避難生活がもたらすストレスへのきめ細かな心のケア、ホールボディカウンターと個人積算線量計を活用した長期の健康管理に努めてまいります。

子育て支援を推進するため、乳幼児と妊婦の健康診査や予防接種事業をはじめ、乳幼児医療費、妊産婦医療費助成事業及び特定不妊治療費の助成など母子保健事業の充実のほか、3歳児以上の市立の保育所と幼稚園の無料化、認定こども園や家庭内保育などに対する補助を継続するなど、引き続き保護者負担の軽減を図るとともに、こども園、子育て支援センター及びファミリーサポートセンターの充実や児童福祉施設の改修、ひとり親家庭の自立支援給付など、児童福祉のさらなる向上に努めるほか、子ども・子育て支援新制度に伴い、子どものための教育、保育給付に係る施設型給付を実施いたします。

高齢者の多様な生活支援と在宅の高齢者の福祉の向上を図るため、介護者手当や介護用品給付券の支給、配食サービス、住宅改修の助成などのほか、障害福祉サービスや地域生活支援事業、重度心身障害者医療費の助成、相談支援事業などの障害者福祉の向上に努めてまいります。

次に、「未来を担うひとづくり」の施策につきましては、小学校建設をはじめ、奨学資金の拡充、特別支援教育の充実のほか、中学生の海外派遣、英語活動集中プログラムの実施及び高校生の海外留学の支援など、教育環境の整備と学力の向上、国際化に対応した人材育成に取り組みます。

また、文化・伝統芸能などの保存・継承をはじめ、放課後子ども教室の開設、地域住民の参画による学習や文化活動及び地域全体で子どもを健やかに育む学校支援地域本部事業、スポーツに親しみながら健康な生活を送るための各種スポーツ大会の開催やスポーツ団体の活動支援のほか、運動公園をはじめとした体育施設の利用促進と生涯スポーツの普及など、引き続き生涯学習の推進と社会体育の振興に努めるとともに、田村市運動公園クロスカントリーコースにおいて、合併10周年記念クロスカントリー大会の開催、また生涯学習等複合施設整備に向けた検討を進めてまいります。

次に、「快適な生活環境の整備」の施策につきましては、原発事故以前の安全・安心な市民生活を取り戻すための生活圏域の除染や帰還に向けた環境づくりの取り組みはもとより、合併処理浄化槽や公共下水道の普及をはじめ、太陽光発電システムなどの補助や新交通システム運行区域の拡大、交通安全及び防犯対策の推進と災害発生に備えた消防及び防災行政無線などの充実、主要幹線市道や市内の各地域を結ぶ生活関連道路など、均衡ある社会資本の整備に努めてまいります。

次に、「市民参加の郷づくり・まちづくり」の施策につきましては、市民参加による特色あるまちづくりを目指し、パブリックコメントの活用など、情報の共有と公開による広報活動の充実と市長への手紙などを活用した市民と行政との信頼関係を構築し、市民協働によるまちづくりを推進してまいります。

次に、「行財政改革の推進」の施策につきましては、平成25年度の本市の財政力指数は0.31と、歳入の多くを地方交付税に依存し、経常収支比率も88.8%と水準が高く、全体として財源に余裕がないため、自主財源の確保や経常経費の削減が大きな課題となっております。

現在、第2次行政改革大綱に基づき、「迅速かつ的確な対応のできる人材育成」、「効

果的・効率的な行政運営」、「健全な財政運営」、「市民協働による行政運営」の4項目を重点的に推進すべく各種改革に取り組んでおりますが、さらなる市民サービスの向上はもとより、個性豊かで活力に満ちた市民参加型のまちづくりを目指し、今後も引き続き、より一層の行財政改革を果敢に推し進め、急激に変化する社会情勢や経済状況などの外部環境に即応できる行財政運営を確立してまいりたいと考えております。

次に、各特別会計及び公営企業会計予算案について申し上げます。

国民健康保険特別会計予算につきましては、療養給付費及び高額療養費などの保険給付費は、直近3カ年の平均伸び率や医療費の動向により、後期高齢者支援金や介護納付金などは、国が示した算定方法によりそれぞれ計上した結果、前年度当初予算に比べ5億5,860万円、率にして11.2%の増の55億3,580万円を計上いたしました。

このほか、介護保険特別会計など7つの特別会計と水道事業会計につきましては、それぞれの目的に応じた事業を実施するための所要額を計上いたしました。

次に、平成26年度田村市各会計補正予算について申し上げます。

初めに、一般会計補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ10億3,067万円を減額し、歳入歳出予算の総額を328億2,516万8,000円にするほか、継続費、繰越明許費、債務負担行為及び地方債についてそれぞれ補正を行うものであります。

歳入につきましては、これまでの歳入実績を踏まえた決算見込みや補助事業の実績を勘案し、所要の補正を行うものであります。

歳出につきましては、事業費の確定や確定見込みに伴う整理予算として減額する一方、障害者福祉費、福島県営農再開支援事業補助金のほか、常葉体育館敷地購入費などの所要額を追加するものであります。

次に、各特別会計等の補正予算につきましては、いずれも確定または確定見込みに伴う補正であります。

次に、予算を除く議案について申し上げます。

初めに、議案第1号 田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額の上限を定める条例について申し上げます。

本案は、幼稚園、保育所、認定こども園及び地域型保育事業の利用者負担額の上限を定めるものであります。

次に、議案第2号 田村市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める

条例及び議案第3号 田村市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例について申し上げます。

この2つの条例は、介護保険法の改正により、地域包括支援センターや指定介護予防支援等事業などの人員及び運営等の基準を定めるものであります。

次に、議案第4号 田村市教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、特別職として位置づけられることとなった教育長の職務に専念する義務の特例を定めるものであります。

次に、議案第5号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例につきましては、同じく地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、田村市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の廃止のほか、田村市部等設置条例の一部改正など、関連する5件の条例改正を一括して行うものであります。

次に、議案第6号 田村市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、昨年の福島県人事委員会勧告に基づく地方公務員給与制度の見直しのため、行政職の給料月額を平均1%引き下げるほか、単身赴任手当などを引き上げようとするものであります。

次に、議案第7号 田村市特別会計条例の一部を改正する条例につきましては、本年度末をもって船引東部地区土地区画整理事業が完了いたしますことから、宅地造成事業特別会計を廃止するものであります。

次に、議案第8号 田村市立学校設置条例の一部を改正する条例につきましては、平成28年度開校予定の滝根地区統合小学校の名称と位置を条例に定めようとするものであります。

次に、議案第9号 田村市立幼稚園条例の一部を改正する条例、議案第10号 田村市保育所条例の一部を改正する条例及び議案第11号 田村市こども園条例の一部を改正する条例について申し上げます。

この3つの条例の一部改正は、議案第1号 田村市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業利用者負担額の上限を定める条例の制定に伴い、保育料に関する規定を追加するなどの改正を行うものであります。

次に、議案第12号 田村市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条

例につきましては、福島県の補助金交付要綱に準じた医療費の助成制度とするため改正するものであります。

次に、議案第13号 田村市敬老祝金支給条例の一部を改正する条例につきましては、敬老祝金の支給対象者と支給額を改正しようとするものであります。

次に、議案第14号 田村市介護保険条例の一部を改正する条例につきましては、第6期介護保険計画に基づき、第1号被保険者にかかる保険料を引き上げるものであります。

次に、議案第15号 田村市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例及び議案第16号 田村市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について申し上げます。

この2つの条例の改正は、介護保険法の改正に伴う国の基準改定により、市が条例で定めている指定地域密着型サービス等の事業に関する基準を改めるものであります。

次に、議案第17号 田村市役所庁舎建設基金条例を廃止する条例につきましては、庁舎の完成に伴い基金を廃止するものであります。

次に、議案第18号 田村都市計画事業船引東部地区土地区画整理事業施行に関する条例を廃止する条例につきましては、船引東部地区土地区画整理事業の完了に伴い、条例を廃止するものであります。

次に、議案第38号 新市建設計画の変更につきましては、東日本大震災による被害を受けた合併市町村に係る地方債の特例に関する法律の改正に伴い、合併特例債を起債できる期間が10年間延長されたことから、計画を変更しようとするものであります。

次に、議案第39号 市道路線の廃止につきましては、県道郡山・大越線のバイパス工事による終点箇所変更に伴う1路線について、道路法第10条第1項の規定に基づき路線を廃止しようとするものであります。

廃止しようとする路線は、大30050柏原線、延長282.0メートルであります。

次に、議案第40号 市道路線の認定につきましては、県道郡山・大越線のバイパス工事による終点箇所変更に伴う1路線について、道路法第8条第1項の規定に基づき路線を認定しようとするものであります。

認定しようとする路線は、大30313柏原線、延長147.6メートルであります。

次に、議案第41号 土地の処分について申し上げます。本案は、福島県が施行する復興公営住宅整備促進工事のために必要な土地を、福島県に売却することに伴い、地方自治法

及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

処分する土地は、田村市船引町船引字石崎15番157、同15番198、計5,959平方メートル、売却価格6,713万3,700円。契約の相手方は、福島県郡山市麓山一丁目1番1号、福島県、福島県県中建設事務所長、高橋直正であります。

次に、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることにつきましては、本年6月30日をもって任期満了となる委員の後任として新たな委員を推薦するものであります。

新たに推薦したい者といたしましては、田村市滝根町神俣字町247番地2、會田慶吾、昭和27年8月5日生まれであります。

以上、本定例会に御提案申し上げました42件の議案の概要について御説明申し上げました。慎重御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（長谷川元行） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで提案理由の印刷物配付及び質疑討論通告の確認のため、暫時休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時36分 再開

○議長（長谷川元行） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

日程第45、諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

これより質疑に入ります。事前の通告による質疑がありませんので、質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川元行） 異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決定しました。

○議長（長谷川元行） これより討論に入ります。事前の通告による討論がありませんので、

討論なしと認めます。

○議長（長谷川元行） これより採決いたします。諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（長谷川元行） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり同意することに決定いたしました。

○議長（長谷川元行） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午前 10 時 38 分 散会